

環境影響評価条例等の一部改正について

1 改正の趣旨

国をはじめ、県は、地球温暖化対策を優先的に取り組むべき課題とし、「宮城県環境基本計画」の長期目標に「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を掲げて、カーボンニュートラル社会の実現を目指し、再生可能エネルギーの導入を促進することとしている。

しかし、大規模な再生可能エネルギーの事業計画が急増していることに対し、多くの県民から不安の声が寄せられており、県民の不安を踏まえて再生可能エネルギーの導入を促進するには、「環境への適正な配慮」と「地域との対話プロセス」を担う環境影響評価制度が重要である。

国は、再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境影響評価制度のあり方を検討し、風力発電事業の適正な対象規模を見直すとともに、都道府県に対し、地域の実情に応じた規模要件の設定について検討することを求めている。

また、太陽電池発電事業の規模要件について、国の制度と整合を図るとともに、「新・宮城の将来ビジョン」で掲げた富県宮城の実現に向けて企業誘致を円滑に推進していくため、土地利用制度を踏まえた制度の効率化が必要である。

このようなことから、環境コミュニケーションを拡充し、地域との共生を図るため、環境影響評価条例に基づく制度全般を見直す。

2 改正案の概要

- (1) 周知機会の新設等による環境コミュニケーションの拡充
- (2) 条例対象規模要件の見直し
- (3) その他所要の改正

3 今後のスケジュール(予定)

令和4年1月21日	環境福祉委員会（骨子案報告）
令和4年1月25日	環境審議会（諮問） 県民意見募集手続開始（1か月間），市町村等への意見聴取
令和4年3月	中間案とりまとめ
令和4年度	環境審議会（答申），議会上程・議決，公布 周知期間を経て施行